

○宮崎大学医学部教育研究評議会評議員選考規程の一部改正

1	改正理由	宮崎大学教育研究評議会規程において、各学部から選出の評議員の任期が記載されているため、所要の改正を行う。
---	------	--

2	改正内容
---	------

(下線の部分は改正部分)

新	旧
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成27年9月2日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第4条 評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、第2条第1項第2号又は第3号に該当する場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>第5条～第6条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成27年9月2日から施行する。</u></p>

3	施行日	平成27年 9月 2日
---	-----	-------------

4	参考資料等	国立大学法人宮崎大学教育研究評議会規程
---	-------	---------------------

○宮崎大学医学部教育研究評議会評議員選考規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成27年9月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学教育研究評議会規程第3条第2項の規定に基づき、宮崎大学医学部から推薦することとされた教育研究評議会評議員（以下「評議員」という。）の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 評議員の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 評議員の任期が満了するとき。
- (2) 評議員が辞任を申し出たとき。
- (3) 評議員が欠員となったとき。

2 前項第1号に該当する場合には、任期満了の1か月前に、同項第2号又は第3号に該当する場合には、速やかに選考を行うものとする。

(選挙)

第3条 評議員は、医学部及び医学部附属病院の専任教授の中から、教授会において選挙により選出する。

2 選挙は単記無記名投票で行い、過半数の得票を得た者を当選者とする。

3 前項の投票結果において、過半数の得票を得た者がいない場合は、得票上位2名（末位に得票同数の者があるときは、この者を加える。）について決選投票を行い、得票上位の者を当選者とする。

(当選者の辞退)

第4条 第3条において当選者とされた者が辞退したときは、改めてこの規程により選考を行う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行前に宮崎大学医学部教授会において、平成16年4月1日に評議員に併任されるものとして選考された者は、この規程により選考されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。